

3月28日、会社は「休養室の利用について」と題する一方的な掲示を区長名で掲出しました。内容は、「前泊できる行路は7時30分以前の出勤時刻に限る」「前日は23時までには職場にくること」「前日職場にきたときには、身だしなみを整え、管理者に健康状態を報告すること」「管理者は、必要によりアルコール検知を受けさせる」などとしています。

これまで会社は、出勤遅延防止の観点から前泊を奨励してきました。現実に神領運輸区では9時以前の出勤時刻の行路には、部屋が用意してありました。出勤遅延は「朝起きられない」に起因する原因が多いため、午前中の発生が多いのです。出勤時刻が早ければ早いほどこの可能性は高くなります。また、早朝に列車が乱れた場合、乗務員の手配ができないということもあります。

乗務員にとって前泊することは、より長時間拘束されることに嫌な感じがあります。しかし、朝6時前に起床し出勤し20時頃まで勤務が続くとき、眠たさなどでミスにつながる可能性があります。嫌だけど乗務のために仕方がないとして、前泊をしてきたのです。今職場では、「なぜ7時30分以前の出勤時刻に限るになったか分からない」「いくつかの路線を乗り継いで出勤するため列車の乱れが不安」などの声が出ています。

現場管理者に、なぜ7時30分なのか理由を明らかにすべき。なぜ23時まで出てこなければならないか理由を明らかにすべき。個人差やその日の体調・生活パターンがあり一方的に時刻を決められてもリズムがあわない。特に神領運輸区では、遠隔地からの通勤者が多く、配慮があるべきだ。前日は勤務時間でもないのに、身だしなみや健康状態について色々言われることはおかしい。まして、アルコール検知は異常であると疑問点を聞きました。しかし管理者は、「なぜその時間になったのか知らない」「聞いていない。理由は知らない」「休みの日でも、体調は勤務に合わせ作るものだ」と返答するのみで、明確な回答はありませんでした。

私たちは訴えます。

- **一方的な時間の指定はやめること**
- **休日の個人の生活にまで踏み込むような管理はやめること**
- **前泊行路を全てなくし、全行路9時以降の出勤時刻とすること**
- **通勤箇所は60分以内の職場とすること。**